

こども商品券利用約款

第1条 (約款の趣旨)

株式会社トイカード(以下「当社」といいます)の発行する前払式支払手段(資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)第3条第1項第1号)である「こども商品券」及び「こども商品券カードタイプ」(以下「商品券」といいます)の所有者(以下「お客様」といいます)は、この約款により商品券をご利用いただくこととします。

なお、「こども商品券カードタイプ」の内、その裏面に<ノベルティ用>と記載があるもの(以下「ノベルティ用商品券」といいます)は、「資金決済に関する法律」(平成21年法律第59号)第3条第1項の「前払式支払手段」に該当しないため、同法第20条に基づく保有者に対する前払式支払手段の払戻し、同法第31条に基づく発行保証金の還付の対象外となりますが、ノベルティ用商品券の利用にあたっては、この約款により利用ください。

第2条 (利用可能店舗)

お客様は、商品券の取扱加盟店(以下「加盟店」といいます)である専門店、デパート、スーパーのおもちゃ売場、遊園地等の施設でその取扱商品・サービスとの引換に利用できます。

2. 加盟店であっても、店舗又は売場によっては、取扱商品が異なる、あるいは一部除外商品があることがあります。詳細は、加盟店にお尋ねください。また、加盟店の内チェーン店、グループ店等の一部では、都合により利用できないことがあります。
3. 加盟店は新規の加盟又は退店等により増減、変更することがあります。店頭・店内に加盟店マークの表示がある店舗、あるいは売場で利用できますのでご確認ください。

第3条 (有効期限)

商品券には、その表面に有効期限が定められておりますので必ずご確認ください。有効期限を過ぎると利用できません。

第4条 (利用方法)

お客様は、商品券によりその額面と等額の商品又はサービスと引換えることができます。商品券の額面以上の商品あるいはサービスと引換えるときには現金と併用して利用して下さい。

2. 商品券は、額面未満の商品あるいはサービスと引換えるときには、お釣りをお出しすることができません。
3. 商品券は、現金又は他の商品券と引換えることができません。また、法令に定める場合を除き商品券の払戻しはできません。
4. 商品あるいはサービスと引換えた後の商品券は、お客様にお返しすることはできません。
5. 商品券の盗難・紛失・滅失等の責任は負いませんので、保管には十分注意して下さい。

第5条 (利用できない場合)

次の場合は、お客様は商品券を利用することができません。これによる不利益については、当社は一切の責任を負いません。

- (1) 商品券に記載された有効期限が経過しているとき
- (2) 商品券が偽造又は変造されたものであるとき
- (3) 商品券の裏面引換店欄に既に店舗のスタンプ又は押印があるとき
- (4) 違法に取得したとき又は違法に取得されたことを知りながら取得したとき
- (5) 商品券の3分の1以上が滅失し、当社専用管理コードが半読できないとき
- (6) 汚損等により当社専用管理コードが半読できないとき

第6条 (引換商品等の欠陥について)

お客様が商品券と引換えた商品・サービスについて、万一、返品、欠陥、不良品その他の問題が生じたとき、お客様は利用した加盟店との間で解決していただくものとします。

第7条 (仕様の変更)

商品券の仕様は、予告なしに変更になる場合がありますのでご了承下さい。

第8条 (問い合わせ窓口)

お客様からの問い合わせ窓口は以下のとおりです。

株式会社トイカード 代表電話 03-5806-3760 フリーダイヤル 0120-351-172
午前10時～午後5時(土・日・祝祭日、年末年始を除く)

第9条 (本約款の変更)

この約款は、「資金決済に関する法律」(平成21年法律第59号)をはじめとする法令、当業界の自主規制の変更、当社の商品券に関する事業の運営の都合又はその他の事情により、その変更がお客様の一般的な利益に適合する限度で、又はこれを変更することが必要かつ相当な範囲内で変更することがあります。その場合、当社は、変更の効力発生日の1ヶ月(周知期間)前までに、この約款を変更する旨、変更後の約款の内容及び効力発生日を当社のインターネットホームページ(URL:<http://toyocard.co.jp/news>)に掲示します。周知期間経過後は、変更後の約款を適用します。

第10条 (附則)

この約款は、平成30年12月21日から効力を生ずるものとします。